

# 住まいの応援事業のご案内

この制度は、市民が住宅リフォームや融雪槽の設置を行う場合や、市内の空家を購入する際に、その費用の一部を補助することで、居住環境の向上や地域経済の活性化を図ることを目的とします。

3つのメニューの中からご要望に適した補助金に申し込んで下さい！

外壁や屋根を直したい！

冬の雪が心配です！

石狩市に住みたい！

|      |            |        |         |
|------|------------|--------|---------|
| Menu | 住宅リフォーム補助金 | 融雪槽補助金 | 空家購入補助金 |
|------|------------|--------|---------|

※事業者と請負契約や空家の売買契約締結後に補助金申請した場合、補助金交付の「対象外」となります  
※同年度に実施する各補助金の重複申請は出来ませんのでご注意ください！

|      |  |   |   |
|------|--|---|---|
| 募集方法 | 募集方法：抽選方式(2回/年)<br>第1期:募集 3月14日～4月11日<br>抽選 4月15日午前10時<br>第2期:募集 5月22日～6月18日<br>抽選 6月20日午前10時<br>第1期、第2期とも申込額が募集枠内であれば抽選を実施しません<br>第2期で申込額が募集枠内の場合、以後追加交付申請を受付します  | 募集方法：抽選方式(2回/年)<br>第1期:募集 3月14日～4月11日<br>抽選 4月17日午前10時<br>第2期:募集 5月22日～6月18日<br>抽選 6月24日午前10時 | 募集方法：先着順<br>募集時期：3月1日～<br>終了時期：予算終了又は<br>12月27日まで         |
| 対象者  | 市内に住民票があり、居住している住宅をリフォームする者(個人)  | 市内に住民票があり、居住している住宅に融雪槽を設置する者、又は居住者のいる市内の共同住宅に融雪槽を設置する所有者(個人・法人)                               | 市内の空家を購入し居住する者(個人)  |
| 対象経費 | 市内事業者による50万円(税抜)以上の住宅リフォーム工事<br>※融雪槽工事は対象外   | 市内事業者による50万円(税抜)以上の融雪槽設置工事<br>※融雪槽設置に必要な外構工事以外は対象外  | 市内事業者が販売(仲介)する居住部分が50㎡以上かつ50万円(税抜)以上の空家(直前6ヵ月間居住していない)の購入 |
| 対象要件 | ○申請者、対象住宅、対象空家が令和5年度及び令和6年度に「石狩市住宅リフォーム補助金、石狩市融雪槽補助金、石狩市空家購入補助金」の交付を受けていないこと<br>○建築基準法および関係規定に明らかな違反がないこと  |   |   |
| 補助額  | ○住宅リフォーム工事費、融雪槽設置工事費又は空家の購入費の10%、上限15万円  |   |   |
| 申込方法 | ○抽選申込及び交付申請は、各期の指定期間内に建築住宅課窓口にて受付します<br>○事情により来庁出来ない場合は、建築住宅課までご相談願います<br>○抽選申込書は、建築住宅課窓口で配布、補助金の詳細や他の様式と共に石狩市HPでも公開中<br>※ <a href="https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kenchiku/">https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/kenchiku/</a> |   |   |
| 完了報告 | ○令和7年2月28日(金)まで  |   |   |

※その他の要件、申請方法等の詳細は裏面及び各補助金のパンフレットをご確認願います

## 住宅リフォーム補助金 対象工事 一例

※ 対象かどうか判断できない場合はお問い合わせ願います

### ①対象工事

- ・内部改修 (例：クロス張替、フローリング張替、手すり設置、段差解消・・・など)
- ・外装改修 (例：屋根・外壁塗装、屋根・外壁張替、玄関扉改修、窓改修・・・など)
- ・設備改修 (例：ボイラー交換、エアコン設置、トイレ改修、キッチン改修、浴室改修・・・など)
- ・外構工事 (例：ウッドデッキ設置、塀工事、舗装工事・・・など) ※融雪槽設置工事対象外
- ・増築工事 (例：住宅の増築、カーポート設置、車庫設置、物置設置、玄関フード設置・・・など)

### ②注意事項

- ・確認申請が必要な工事かは施工業者に確認願います。特に、準防火地域内での全ての増築行為や、準防火地域以外での10㎡以上の増築行為に該当する場合は、建築基準法に基づく確認申請の手続きが必要です。(例：カーポート、車庫、物置等の別棟含む) その際、実績報告で確認済証と検査済証の提出が無い場合、交付決定後であっても不交付となります。

## 融雪槽補助金 対象工事 一例

※ 対象かどうか判断できない場合はお問い合わせ願います

### ①対象工事

- ・融雪槽工事 (例：融雪槽設置工事、融雪槽関連工事(舗装、配管、電気等)・・・など) ※融雪機対象外

### ②注意事項：

- ・融雪槽設置や外構工事の際は、排水先の管理者との協議等や手続きが必要となる場合があります。

## Q & A

### (申請手続き等)

Q：抽選申込や、交付申請、実績報告等の手続きは、申請者本人でなければなりませんか？

A：申請者は、本人でなければなりません。各種手続きは、申請者並びに業者等による代理でも可能です。

Q：抽選申込時(住宅リフォーム補助金、融雪槽補助金)には、見積書の添付が必要ですか？

A：第1期募集では見積書添付は不要で、交付申請時の申請額変更(増額2割限度)は可能です。第2期募集では見積書添付が必要で、交付申請時に申請額の増額変更はできません。

Q：抽選で落選した場合は、次回の抽選に申し込めますか？

A：第1期で落選した場合は、第2期に申込可能で、抽選申込はその都度必要です。

Q：抽選に当選したが、交付申請期間内に交付申請できなかった場合はどうなりますか？

A：申請期間に申請が無い場合は、補助金の申込を取り下げたとみなします(手続きは不要となりますが、補助金の利用の有無を電話連絡するようお願いいたします)。

Q：郵送での手続きは可能ですか？

A：抽選申込、交付申請、実績報告の手続きは、市役所の窓口にて受付します。ただし、事情により来庁できない場合は、建築住宅課までご相談願います。

### (工事内容の変更手続)

Q：交付決定後に工事内容を変更した場合、補助金は変更できますか？また、手続きは必要ですか？

A：交付申請時の工事費が増額した場合、補助金の増額変更は出来ません。交付申請時の工事内容に変更があり工事費が減額した場合、補助金の変更申請手続きを、施工業者と変更額での契約前に必要です。ただし、工事費が増減しても補助金の交付決定額に変更が無い場合、又は工事費が減額し補助金の交付決定額の減額が必要な場合でも、工事内容の変更が軽微な場合は、実績報告時に変更額の契約書、見積書、領収書を添え軽微な変更として報告することにより、補助金の交付決定額の変更手続きが可能です。

### (住宅リフォーム・融雪槽)

Q：リフォーム工事や融雪槽設置工事の指定業者はありますか。また、紹介してもらえますか。

A：市内事業者(石狩市内に本支店、営業所等を有する)に限ります。施工業者の紹介はしていません。

Q：複数業者のリフォーム工事を合わせて、補助金の申請はできますか？

A：申請する複数業者すべての工事費を合算して50万円(税抜)以上であれば申請できます。

Q：住宅を建替える場合は、補助金の申請はできますか？

A：現在お住まいの住宅を建替える場合については対象となります。

### (空家購入)

Q：土地を借りて空家(建物)だけ購入する場合は対象になりますか？

A：対象になります。

Q：別荘として使用する目的で空家等を購入する場合は補助対象になりますか？

A：購入後、居住することが条件になりますので、別荘のように季節的に使用する場合は対象外です。

Q：補助金を利用して空家購入した後に、住宅リフォーム工事や融雪槽設置工事の補助金を申請できますか？

A：前年度及び本年度に住まいの応援事業の各補助金を2回申請することはできません。

※その他ご不明な点がございましたら、建築住宅課までお問合せ願います

【問合せ先】 石狩市建築住宅課住宅政策担当 Tel：0133-72-3141